

電気契約のトラブル ~書類放置せず確認を~

内容

4日前、契約している大手電力会社を名乗って電話があった。「検針票に記載されている情報を確認したい」と言うので、お客様番号や供給地点特定番号などを教えた。「書類を送る」と言っていて電話は切れたが、今日知らない業者から電気契約に関する書類が届いた。契約を申し込んだ覚えはない。無視してもよいか。(50代女性)

消費生活センターからのアドバイス

平成29年4月から電力小売が全面自由化となり、料金軽減やサービス向上にもつながっていますが、中には悪質な勧誘などもあり、全国の消費生活センターに相談が寄せられています。

電気の契約申込は、氏名、住所、お客様番号(顧客番号)、供給地点特定番号を、新たな契約業者に伝えることが必要です。これらの多くは検針票に記載されており、情報さえ入手できれば、契約の切替手続きをすることもできます。勧誘時に業者へ情報を伝えるか慎重に検討しましょう。

事例のように、大手電力会社やその関係会社を装う業者もいますので、相手の所属先などをしっかりと確認し、少しでも不審に感じたら直接大手電力会社に問い合せましょう。

訪問販売、電話勧誘販売での契約であれば、契約書面を受け取った日から8日以内はクーリングオフ(無条件契約解除)が可能です。書類が届いたら放置せず内容を確認しましょう。契約書面に大きな不備がある場合など、期限を過ぎてもクーリングオフできるケースもあります。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)



長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります